

山梨県公報

号外第十三号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

山梨県規則第三号

山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、やまなし子ども基本条例(令和八年山梨県条例第三十号。以下「条例」という。)に基づき、条例第二十六条第一項の山梨県子ども支援委員会の組織及び運営並びに条例第二十七条第一項の規定による権利侵害の救済の申出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の責務)

第四条 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たり、権利侵害を受けた、又は受けていることもその他の調査審議の対象となる者の人権に十分に配慮しなければならない。

3 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(特別委員)

第五条 特別委員は、特別の事項に関する調査審議を行うため、当該事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 前条の規定は、特別委員について準用する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

規 則 目 次

○山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則	一
○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	二
○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則	三
○山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	八
○山梨県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	八
○山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	八
○山梨県公報発行規則の一部を改正する規則	一〇
○山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	一〇
○山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	一〇
○山梨県児童福祉法施行細則及び山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	二七
○山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	二七
○狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	二七
○山梨県温泉法施行細則の一部を改正する規則	二八
○山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	二八
○山梨県立文学館の設備器具の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則	二八
○山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	二八
○山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則	二九
○山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則	二九
○山梨県財務規則の一部を改正する規則	三二
○道路交通法第五十一条第十六項の規定に基づき運転者等が納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則	三三〇
○知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則	三三〇

規 則

五号を第四号とし、同条第六号中「第三号から第五号まで」を「県土整備部県土整備総務課長及び前二号」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条第一項中「室」を「課」に改め、同条第二項中「室の室長補佐」を「課の課長補佐」に、「室の企業出納員（以下「室出納員」）を「課の企業出納員（以下「課出納員」）に改め、同条第三項中「室出納員は、室」を「課出納員は、課」に改める。

第四条第四項中「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改め、同項の表中「課長専決事項」を「県土整備部県土整備総務課長専決事項」に改め、同条第五項中「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改める。

第七条第三項中「室長」を「課長」に改める。

第八条中「室」を「課」に改める。

第十六条及び第三十四条中「室出納員」を「課出納員」に、「室長」を「課長」に改める。

第三十七条第一項中「室」を「課」に、「室出納員」を「課出納員」に改める。

第四十条ただし書及び第六十七条中「室出納員」を「課出納員」に改める。

第七十九条の見出しを「（物品の保管転換）」に改め、同条中「室」を「課」に改める。

第八十五条中「室出納員」を「課出納員」に改める。

第九十六条の見出しを「（固定資産の保管転換）」に改め、同条中「室」を「課」に改める。

第一百二十二条第二項、第一百五十五条及び第二百二十条第一項中「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改める。

第一百二十五条中「室長」を「課長」に、「課長」を「県土整備部県土整備総務課長」に改める。

第四十一号様式中「~~室~~」を「~~課~~」に、「~~室長~~」を「~~課長~~」に改める。

第五十号様式中「~~室~~」を「~~課~~」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則
(山梨県都市公園条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「とき。」を「とき」に改め、同号イ中「山梨県森林公園金川の森のターゲットバードゴルフ場を利用する場合にあつては、」を削り、同条第二号及び第三号中「とき。」を「とき」に改める。

第二条 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部改正
次に掲げる規則の規定中「が観覧（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示の場合に限る。）」を「（県内に住所を有しない者を除く。）が観覧」に改める。

一 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十四号）第五条第一項第二号

二 山梨県立考古博物館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十五号）第六条第一項第二号

三 山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第二十六号）第六条第一項第二号

（山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県立博物館設置及び管理条例施行規則（令和二年山梨県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「の者」の下に「（県内に住所を有しない者を除く。）」を加え、「（県内に住所を有しない者にあつては、常設の展示に限る。）」を削る。

附則
この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則
（山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則（昭和三十九年山梨県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。）

第二条第三項中「。以下「財務規則」という。」を削り、「記載する」を「登録する」に、「督促状発付通知書（第三号様式）」を「督促状発付簿」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定による手続を山梨県財務規則第二条第十五号に規定する財務システムを